

監査公表第23号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年2月10日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 下 江 洋 行

監査種別

財政援助団体等監査

監査結果の措置対象

財政援助団体 特定非営利活動法人もくせいの家
団体の所管課 健康福祉部福祉課

監査結果報告年月日

令和2年11月9日

監査結果に対する措置通知年月日

令和3年2月9日

講じた措置等の内容

【特定非営利活動法人もくせいの家】

《意見》

施設備品等の管理において、市の備品と指定管理者が購入した備品があるが、移動や修繕状況を管理するための備品台帳を備え、適正な管理に努められたい。

《措置内容》

もくせいの家における備品管理のため、移動を整理し、備品台帳を作成中であり、適正な管理に努めていきます。

【健康福祉部福祉課】

《指摘事項》

事業実施状況確認のため、モニタリングや実地検査を行うこととされているが、これまで実施されていない。問題点や課題について情報共有のためにも実施されたい。

《是正措置内容》

管理運営されている本施設の課題等について、施設において事業実施状況確認のためモニタリングし、情報共有と対応を行いました。施設建設後15年が経過しており、

修繕については、基本協定書に基づき管理施設の修繕内容に応じて市又は指定管理者が費用負担を行っていくこと、また、緊急修繕の場合の対応について確認し、今後は少なくとも年1回はモニタリングを実施していくこととします。

《意見1》

施設備品等の管理において、市の備品と指定管理者が購入した備品があるが、移動や修繕状況を管理するための備品台帳を備え、適正な管理に努められたい。

《措置内容》

管理施設内において、基本協定書に記載されている管理物品が市の備品であることを確認し、今後の移動等において適正な管理に努めます。

《意見2》

市からの委託事業として、もくせいの家はじめ市内4施設で行われている障害者に対する相談支援事業について、契約金額の積算根拠が妥当であるか検討されたい。

《検討状況》

監査結果を受け、相談支援事業委託料に関する積算根拠等について、近隣市へ調査を行いました。この調査結果や現在の事業実施状況等を踏まえ、委託料の積算根拠に関する妥当性について検討を行います。